

## 終活に必要なこと、ご存知ですか？

終活は、人生の終末に向けて、様々な準備を行うことです。次のようなことを行うのが一般的です。

- ・エンディングノートや遺言書の作成
- ・身元保証、緊急連絡先の準備
- ・空き家や財産の管理の準備
- ・葬儀や納骨のプランニング
- ・見守りプランの相談
- ・遺言執行、死後事務手続の準備
- ・生前整理、遺品整理の計画



もしものとき、ご自身や財産をどうしたいか、誰に託したいかを、元気なうちに決めておくことが大切です。なにから手をつけていいかわからない？ 安心してください。

**必要なことは、当センターの「終活トータルサポート契約」が  
お手伝いします。**

ここに掲載していないことでも対応可能なことはたくさんあります。お気軽にご相談ください。

## ご相談は無料です。 お気軽にお問い合わせください。



終活（遺言や相続）や身元保証のことなら、なんでもお聞きください。ちょっと話にくいことでも遠慮なく！ 私たち専門家との面談内容は「守秘義務」で守られます。



一般社団法人

ねりま終活身元保証センター

〒177-0032

東京練馬区谷原 5-13-40-105

お問い合わせ

やさしいろーご くいなく

TEL 070-83 65-9179

FAX 03-6794-2288

MAIL

nerima.shukatsu@gmail.com



HP

https://www.sh-g.jp/



連絡はこちらからもどうぞ



一般社団法人

ねりま終活身元保証センター

## もしもの時のこと、 一人で悩んでいませんか？



すべて私たちが  
サポートします



入院や施設入所の身元保証人がいない…

緊急連絡先を誰にもお願いできない…

もしもの時の手続きは誰に託せばいいか不安…



**ご安心ください。  
地域の専門家集団が、あなたの老後を  
しっかりとサポートします。**

ねりま終活身元保証センターの身元保証

## 3つの安心ポイント

1

**高額な預託金・預かり金は一切不要。身元保証は原則無償です。**

高額な預託金を請求する身元保証団体も少なくありませんが、当センターでは預託金制度には問題があると考え、一切お預かりしません。

**「終活トータルサポート契約」(有償)**で、遺言書、遺言執行、死後事務委任、財産管理などの法的な準備を万全に整えたお客様への身元保証は、原則として無償でご提供いたします。

※ 手続きや同行時には、交通費や日当などの実費が必要となることがあります。詳しくはホームページの料金表をご覧ください。

2

**遺贈はいただきません。お客様の財産は、ご指定の先へ。**

「最終的に財産を身元保証会社に遺贈や死因贈与しなければならないのでは？」 そう思われている方も、いらっしゃるかもしれません。私たちは最期まで、誠心誠意サポートさせていただくためにも、お客様の財産は、お客様ご自身に自由に決めていただきます。遺贈や死因贈与はいただきません。

3

**専門家2名が担当！  
めんどろな法的手続きも  
安心してお任せいただけます。**

「終活」には、事務手続きや財産管理など、様々な法的手続きが関わってきます。当センターでは、お客様一人ひとりに、行政書士を含む専門家2名が担当として対応する「ダブルサポート体制」を採用。万が一、担当者の一人が対応できなくても、別の担当者が責任を持って対応します。さらに、必要に応じて連携する弁護士、司法書士、税理士などの専門家チームもおります。ご安心ください。

**クーリングオフ期限内なら  
無条件で解約できるから安心！**

ご契約後でも、法律で定められたクーリングオフの期限内であれば、無条件で契約を解除できます。

**解約理由は不要**

**解約金は一切かかりません**

(※クーリングオフ期限内には、着手金もお支払いは不要です)

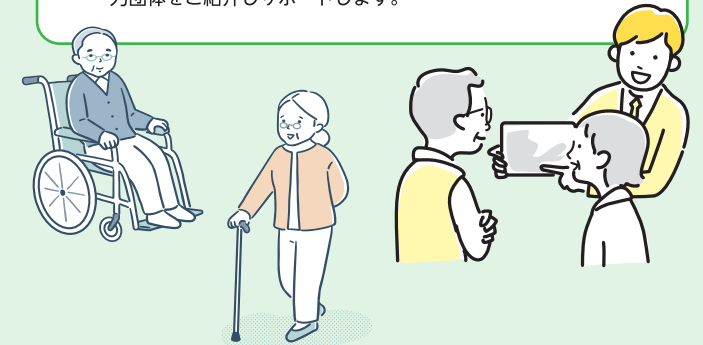
「やっぱり不安」「少し考えたい」  
という場合も、お気軽にご相談ください。



**「終活トータルサポート契約」(有償)の  
サービス内容**

身元保証引受 / 緊急連絡先引受 / 入院・施設入所手続 / 緊急時対応 / 見守り・訪問・同行・各種手続代行 (※1) / 遺言書作成・執行 / 自筆証書遺言書保管手続 / 公正証書遺言作成 (※2) / 遺言執行、死後事務委任契約書作成・執行 (※3) / 終末期医療に関する同意書作成・緊急時提示 / 入院・施設入所時などの財産管理契約書作成・執行 / 相続手続代行 (※3) / 安否確認見守りプラン作成 (※4) / 年1回のエンディングノート見直し / 後見人必要時の支援、後見人または他団体への引継ぎ (※5)

※1 手続きや同行時には別途実費、日当等が必要となることがあります。  
※2 公正証書遺言作成の場合、公証役場費用等が別途発生します。  
※3 遺言執行・相続手続代行には契約で定めた報酬が必要となります。  
※4 安否確認見守りプランは、別途契約先への料金のお支払いが必要です。  
※5 利益相反の可能性を考慮し、当センターでは後見人をお引き受けしていません。任意後見契約や成年後見人が必要な場合は、協力団体をご紹介しサポートします。



料金は変動することがあります。  
詳しくはホームページを  
ご覧ください。



HP: <https://www.sh-g.jp/endoflife/>